

公益社団法人被害者サポートセンターおかやま性犯罪被害者のための緊急支援金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人被害者サポートセンターおかやま（以下「センター」という。）の定款第4条第1項8及び第49条の規定に基づき、性犯罪被害者のための緊急支援金（以下「緊急支援金」という。）に関し必要な事項を定め、もって緊急支援金の資金の確保及びその適正な運用を図ることを目的とする。

(緊急支援金)

第2条 センターは、次の条件にすべて該当する場合のみ、その費用を全額負担する。

① 対象事件

刑法第176条（強制わいせつ）・第177条（強姦）・第178条（準強制わいせつ及び準強姦）・第178条の2（集団強姦等）・第179条（未遂罪）・第181条（強制わいせつ等致死傷）

② 対象経費

初診料、検査経費、性感染症経費、緊急避妊措置経費、診断書料等（継続して行われた再診料、検査経費等を含む。）

③ VSCOの紹介など

センターが、センターと岡山県産婦人科医会（以下、「産婦人科医会」という。）との間の平成25年1月28日付協定書に基づき、産婦人科医会の会員に紹介した被害者もしくは受診後に情報提供書（問診票）を添えてVSCOの面接相談を受けた被害者で、かつ、被害後原則として72時間以内に診察・措置が行われたこと。

④ 公費負担制度の不適用

岡山県の「性犯罪に関する公費負担制度」が適用されないこと。

(負担の方法)

第3条 センターは、産婦人科医会の会員から情報提供書（問診票）及び請求書を受領した場合には、同会員に対し、被害者から情報提供書（問診票）及び領収書を呈示された場合には、被害者に対し、前条の緊急支援金を支給する。

(報告・承認)

第4条 理事長は、緊急支援金を支給した後最初に開催される理事会に、そのことを報告し、かつ理事会の承認を得なければならない。

(財源)

第5条 緊急支援金の財源は、原則として、センターへの寄付金とする。

(規程の改廃)

第6条 本規程を改廃する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成25年2月13日から施行する。

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

この改正規程（平成25年9月9日改正）は、平成25年4月1日に遡って施行する。

この改正規程は、平成26年2月10日から施行する。